

「食料・農業・農村基本法」の改正に関する要請

2024年4月17日 新世紀JA研究会

見出しのことにつき、JA全中で要請する事項に加え、とくに下記の点について対策を講じられるよう要請します。

1. 食料自給率の位置づけと対策

農産物の安全保障は、国内生産体制の確立によって達成される。このため、食料自給率は安全保障に関する指標の一つではなくその基本であるとの認識のもと、自給率向上を基本法改正の根本に置き、目標を明示するなどその具体化をはかられたい。

2. 農産物の価格転嫁と所得補償

農業振興の実現に向けて、農産物の価格転嫁だけでなく、とりわけ実効性のある新たな農業の所得補償対策に万全を期されたい。

3. 農業生産体制の確立

耕作放棄地の累増は国家的損失であり、担い手の減少は国の農業振興の基本を危うくしている。このため、次代を担う農業の生産主体について、所得水準や経営主体および農法など具体像の明示と関係組織の役割分担の明確化をはかられたい。

4. 持続可能な農業振興のための予算措置

有機農業の推進など持続可能な農業振興のための予算措置に万全を期されたい。またとくに、オーガニック給食の無償化に取り組まれたい。

5. 種子の安全・安定確保等

種子は単なる生産資材の一つではなく、農業生産や消費者にとって特に重要な存在である。このため、国および地方自治体はその安全・安定的な供給確保のため、責任をもってその体制整備に努められたい。

また、非常時の対策として地震などの災害対策を位置づけられたい。

以上